

大阪府 新・発達障がい児者支援プランの概要

新プラン策定の趣旨等

位置づけ

- 平成 26 年 3 月に策定した「大阪府発達障がい児者支援プラン」（平成 25 年度から平成 29 年度まで）の後継計画
- これまでの取組によって一定の成果が上がる一方、その成果を踏まえた一層の取組が必要な課題（支援体制の面的展開、家族支援など）や、継続して取り組むべき課題等へ対応

計画期間

平成 30 年度から 3 年間
（平成 30 年度から平成 32 年度まで）

新プランの策定・推進にあたっての留意点

- 今後、人口減少が見込まれる局面においても支援対象者は減少しないと想定
- 平成 28 年の発達障害者支援法の改正はじめ関係法令の施行・改正に対応
- 市町村との役割分担と連携、また民間との連携も積極的に推進

評価の指標

- 府民の発達障がいに対する意識に関する指標を設定

家庭や学校、職場で発達障がいの人又はその可能性がある人がいる時、どのように接したらいいか知っている府民の割合

H29
7%



H32
16%

施策の体系と具体的取組

ライフステージに応じた取組

(1) 早期気づきと早期発達支援の充実

- ◆医療と福祉の連携強化による早期発見・気づきを支援につなげる仕組みづくり（相談機能・地域の支援力の拡充を含む）
- ◆保育士・幼稚園教諭など、就学前の子どもにかかわる支援人材の継続的な育成
- ◆保護者の理解を助ける社会性発達評価装置（かおテレビ）を導入する市町村の支援

(2) 発達支援体制の充実

- ◆療育拠点の中核的役割の維持
- ◆障がい児通所支援事業所に対する機関支援
- ◆市町村が実施する療育機会確保の取組に対する支援

(3) 教育分野における支援の充実

- ◆支援学校のセンター的機能の発揮
- ◆教育センターの研修等による子ども理解の促進と、指導・支援方法の充実
- ◆「個別の教育支援計画」の作成・活用の一層の促進
- ◆大学での取組に関する国の施策との連携
- ◆この他の教育分野における支援の取組

(4) 就労支援と就労継続のための生活支援の充実

- ◆働きたい・働き続けたい人への支援の取組（生活スキルの習得機会の確保を含む）
- ◆企業等への理解の促進、定着支援の強化のためのさらなる取組
- ◆就労の継続を支える生活支援を担う仕組みづくり

(5) 地域生活支援と相談支援体制の充実

- ◆相談、支援に関わる人材の意識アップ、スキルアップ（子どもを通じてみられる保護者の発達障がいへの支援なども含む）
- ◆地域で支えるネットワークづくりの支援強化（地域自立支援協議会を核としたネットワーク強化を含む）
- ◆司法手続における配慮への対応

(6) 専門的な医療機関の確保等

- ◆発達障がいの診断等に係る医療機関に関する情報の公開
- ◆医療機関相互の連携を進めることによるネットワークの再構築
- ◆発達障がいの診断ができる専門的な医療機関の確保

(7) 家族支援の充実

- ◆ペアレント・トレーニングが市町村等で実施されるよう引き続き支援（対象や実施方法の充実を含む）
- ◆ペアレント・メンター活動の普及
- ◆ペアレント・プログラム等の市町村への導入に関する支援方策の検討

(8) ライフステージを通じた一貫した支援のための取組

- ◆事実上の引継ぎ情報の共通化を目指し、好事例の情報発信とその定着を促す
- ◆相談支援事業所の体制充実とスキルアップの支援

(9) 発達障がい理解のための取組

- ◆「世界自閉症啓発デー」「発達障がい啓発週間」における啓発活動の継続
- ◆発達障がいに対する理解促進の取組（合理的配慮を含む）

ライフステージを通じた取組